

## 医療費の自己負担割合を再判定 後期高齢者医療制度

担当 医療課  
☎046(252)7213  
FAX 046(252)7043

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度では、加入者が同保険証で医療機関などを受診時に負担する「自己負担割合」（1割または3割）を、その年度の市民税の課税所得により、毎年8月1日を基準日として図1の通り再判定を行います。3割と判定された方で、図2で1割に該当する方は、基準収入額適用申請をし、認定を受けると、申請月の翌月から1割となります。対象と思われる方には申請書を送付します上で、必要事項を記入の上、担当へ提出してください。申請書が届かない方は、担当へお問い合わせください。

結果、自己負担割合が変更となる方には、新しい被保険者証を7月下旬までに転送不要の簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関などを受診するときは、必ず新しい被保険者証をお使いください。

なお、自己負担割合は、世帯における被保険者の構成や市民税の課税所得が変更になった際には、随時再判定を行います。

○問い合わせ先 県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120(ナビダイヤル)

図1・2による再判定の

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

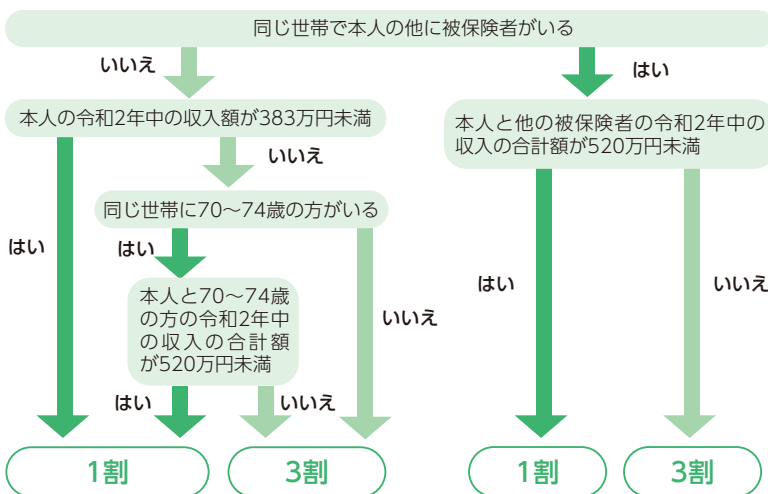
担当 医療課  
☎046(252)7213  
FAX 046(252)7043

### 納入通知書7月中旬送付

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、制度を運営している神奈川県後期高齢者医療広域連合が、被保険

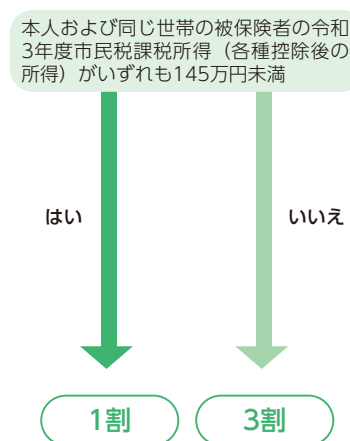
者の前年所得に応じて算定し、6月に決定します。その後、保険料をお知らせする決定通知書や、納付方法などをお知らせする納入通知書を、7月中旬に市

### 図2 収入額による判定



※令和2年1月から12月までの収入額で判定します。  
※収入額とは、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の収入金額です。所得金額ではありません。  
※確定申告したものは全て上図の収入額に含みます。所得が0円またはマイナスになる場合でも、収入額となります。

### 図1 課税所得による判定



※令和3年度市町村民税の課税所得は、令和2年中の収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費などを差し引いて求めた総所得金額などから、各種所得控除を差し引いて算出されます。

## 看護師等奨学生募集

担当 医療課  
☎046(252)7213  
FAX 046(252)7043

保健師、助産師、看護師および准看護師の業務(以下「看護職」)に従事する有能な人材を育成するために、座間市看護師等奨学金貸付制度を実施しています。養成施設を卒業後、看護職を市内の医療機関で相

- ・ 期間継続けると、奨学金償還が免除になります。
- 募集人数 3人程度
- 貸付条件
  - ・ 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学している
  - ・ 市内に在住し、市の住

## 漏水調査にご協力を

担当 水道施設課  
☎046(252)7519  
FAX 046(257)4155

水道の配水管と給水管からの水漏れの調査を次の通り実施します。市上下水道局が委託した調査員が地表面に現れない漏水箇所を、機器を使い調査します。所

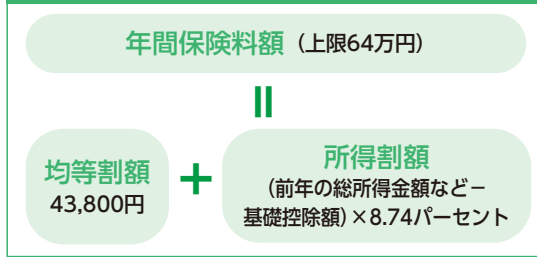
有者または管理者の負担修理となる部分の水漏れを発見した場合にはお知らせします。市指定工事業者へ修理を依頼してください(費用は、自己負担)。

○内容 漏水調査▽夜間11時～1時、東原1～5丁目、敷地内(メーターバルブや止水栓付近)での給水管の漏水調査

○調査会社 株式会社日本漏防コンサルタント

民基本台帳に記録されている  
・ 卒業後、市内で看護職に従事する意思がある  
○貸付額 授業料相当額(上限月額3万円)  
○貸付期間 申請月～養成施設卒業  
○選考方法 書類審査、面接(8月中旬予定)  
○必要書類 申請書、住民票の写し(未成年の場合は本人と法定代理人のもの)、連帯保証人(2人分)  
○提出方法 7月30日(金)までに必要書類を〒252-1856座間市役所医療課宛てに書留で郵送(必着)または直接担当へ  
※申し込みの際に提出した書類は返却できません。  
の住民票の写しおよび所得証明書(1年度分)、入学証明書または在学証明書、授業料の額を証明する書類、履歴書(写真貼付)

### 令和3年度の保険料率 (均等割額・所得割額)



○調査期間 7月下旬～11月下旬  
○調査場所 配水管 市内全域▽給水管 相模が丘1～6丁目、広野台1～2丁目、相武台1～4丁目、小松原1～2丁目、緑ヶ丘1～6丁目、明王、栗原、ひばりが丘1～5

